

与薬依頼実施要項

石川県立盲学校

1 与薬の依頼に関する考え方

体調がすぐれない時は、治るまで十分に家庭等で療養することが基本であるが、やむを得ない場合に限り、服薬等の自己管理ができない児童生徒について、保護者から与薬依頼書の提出があった場合は保護者に代わり与薬を行う。

2 与薬の依頼を受けることが可能な範囲

- (1) 医師が登校時間中に与薬する必要があるとして処方した場合。
(症状や薬の種類によっては、服用回数を減らしたり、服用時間を調整したり出来る場合があるので、医師に確認する。)
- (2) 現在の症状を診察した医師から処方された薬であること。
(症状に対応する薬であっても、以前受診した時に処方された薬や、家族に処方された薬は扱わない。市販薬は扱わない。)
- (3) 病状や容態が安定していること。
- (4) 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと。
- (5) 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと。
- (6) 法令で認められている与薬の範囲は、褥瘡ではない皮膚への軟膏の塗布、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬の挿入、鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助することとなっている。
- (7) 発熱時の解熱剤は扱わない。
- (8) 家庭で使用したことのないもの（使用方法を含む）は扱わない。
- (9) 災害時用の与薬依頼については、災害時においては電気が使用できない場合が想定されるため、冷所保管の薬は扱わない。

3 手続き

- (1) 保護者は必要な書類を担任・担当へ提出する。
 - ・様式1 「定期薬の与薬依頼書」 ・様式2 「頓用薬の与薬依頼書」
 - ・様式3 「臨時薬の与薬依頼書」 ・様式4 「定期薬の与薬依頼書(宿泊行事用)」
 - ・様式5 「定期薬の与薬依頼書(災害時用)」
 - ・薬剤情報提供書(北可)またはおくすり手帳のコピー
- (2) 保護者は、定期薬／頓用薬／臨時薬／宿泊時薬／災害時薬それぞれに分けて、その都度提出する。
 - ①定期薬…普段の登校時間内に、**毎日**使用する薬。(抗てんかん薬、喘息の薬、等)
 - ②頓用薬…普段の登校時間内に、**症状が現れた時だけ**使用する薬。(かゆみ止め、等)
 - ③臨時薬…普段の登校時間内に、**臨時的に数日間**使用する薬。(かぜ薬、けがの後の抗生剤、等)
 - ④宿泊時薬…**宿泊を伴う学校行事(合宿や修学旅行等)において**使用する薬。
(夕食後薬、入浴後の薬、就寝前薬、朝食後薬、等)
 - ⑤災害時薬…1日を通して(朝、昼、夕、眠前、等)使用する薬の1日分のうち、災害時でも必要な薬。
- (3) 保護者は依頼した期間に記載内容に変更が生じた場合は、新たに依頼をする。なお、定期薬及び頓用薬及び災害時薬で変更がない場合、同一用紙で依頼できる期間は最長で学年末までとする。
- (4) 与薬依頼書の用紙が必要な場合は、担任・担当に申し出る。また、様式データが必要な場合は、石川県立盲学校ホームページからダウンロードする。

4 方法

- (1) 保護者は、一つ一つの薬の袋や容器に日付と名前を書き、1回分に複数あればひとまとめ(ナイロン袋等を利用)にする。(例：○月○日 昼食後 石川太郎)
- (2) 薬は、原則として登校する時にその日の与薬分と予備分(計2セット)を持参する。
 - ①例外1：水薬で1回分ごとに小分けできない場合は、1回分を確実に計量できる専用の容器(メジャーカップやシリンダー等)とともに持参する。
 - ②例外2：修学旅行等は遠方の為、予備分を、全日程分(つまり全てを2セット)持参する。
- (3) 薬は担任・担当が保護者から受け取り、内容を確認し保管する。冷所保管が必要なものは保健室冷蔵庫に保管する。
- (4) 与薬を担当する職員は「与薬依頼書」に従い、周囲の職員と複数で確認し、確実に与薬を行う。
- (5) 与薬が済んだら、担任・担当はその日ごとに与薬済みの空袋を添えて保護者に報告する。宿泊行事の時は、宿泊行事終了後、数日分の空袋を添えて保護者へ報告する。寄宿舎生には、帰省時にまとめて保護者に報告する。
- (6) 与薬が依頼のとおりできなかった場合、保護者に必ず連絡する。
(服用時間・方法の誤りや予備薬を使用した場合等)
- (7) 頓用薬を使用した場合は、保護者に必ず報告する。
- (8) 依頼された日に薬を使用しなかった場合、その都度保護者に返却する。
- (9) 与薬について少しでも疑問な点があれば、必ず保護者に問い合わせる。